

▶ 共済期間および補償の開始・終了時期

- この共済の共済期間(ご契約期間)は原則として1年間ですが、1年を超える長期契約(最長5年)や1年未満の短期契約も可能です。  
※各特約の共済期間は主契約と同じです。
- 補償の開始は始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。  
※共済契約申込書に開始時刻が異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

▶ 共済掛金のお支払いは便利な口座振替で

- あらかじめお手続きいただきますと、共済始期日翌月の振替日にご指定の口座から共済掛金をお支払いいただくことができます。

▶ 割引について

- 建物を共済の対象とする契約で、共済始期日現在において建築年数が20年未満である場合、共済掛金の割引があります。
- 長期一括払契約の場合、1年契約を毎年継続されるよりも共済掛金が割安になります。
- 長期年払を選択し、共済期間の初日までに指定口座を提携金融機関に設定していただいた場合、契約年数に応じて割引が適用されます。
- 共済金額が1億円以上で「事業継続力強化計画認定」または「BCP優良認定・認証」を受けている場合、事業継続力強化割引が適用されます。

▶ ご加入時の注意点(告知事項)

- 申込書は正確にご記入ください。  
共済掛金は、ご契約金額・共済期間・建物の所在地・構造・建築年数(建物のみ)・払込方法等によって決定されます。事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきますことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできない場合があります。申込書に★印が記載された事項が告知事項となります。

▶ ご契約後の注意点(通知事項)

- ご契約内容に変更が生じたときは、組合または取扱代理所までご連絡ください。ご通知がない場合、共済金をお支払いできない場合や、ご契約を解除させていただく場合があります。申込書に☆印が記載された事項が通知事項となります。

▶ 個人情報の取扱い

- 共済契約に関する個人情報は、組合がこの共済引受の審査および履行のために利用するほか、組合および日火連が共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。

▶ 共済金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者、被共済者、共済金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 火災等の事故の際における共済の対象の紛失または盗難
- 共済の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
- 共済の対象である動産が共済契約証書記載の建物外にある間に生じた事故(新総合契約で共済の対象が家財の場合、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故は、補償の対象となります。)
- 戦争または外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 電気的事故による炭化または溶融の損害、発酵または自然発熱の損害、機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害、亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 下記の1.～3.のいずれかに該当する損害およびいずれかによって生じた損害。(ただし、P5,6、P9,10 1 から 9 の事故が生じた場合は、1. から 3. のいずれかに該当する損害にかぎりません。)
- 1. 共済の対象の欠陥(ご契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。)
- 2. 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- 3. ねずみ食い、虫食い等
- 共済の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 共済掛金領収前に生じた事故(共済掛金の払込みに関する特約付帯の場合を除く)

など

※このパンフレットは火災共済の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「普通共済約款」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。  
※ご不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。  
※当組合と全日本火災共済協同組合連合会(日火連)が共同して共済契約をお引き受けします。

詳細については、取扱代理所または当組合にお問い合わせください。  
**島根県火災共済協同組合**  
〒690-0886松江市母衣町55-4  
TEL 0852-21-0249 FAX 0852-21-0620  
お客様専用フリーダイヤル 0120-75-0249

代理店情報

2024年10月1日以降 契約始期用

安心をつなげて築く助け合い

# 火災共済

店舗・工場・事務所・住宅の  
建物および動産をサポート



## 島根県火災共済協同組合

## STEP 1 まずは補償の対象を選びましょう

建物のみのご加入では家財、事業用動産などの補償はできません。補償が必要と思われるものにはもれなくご加入いただくことをお勧めします。



## STEP 2 リスクを理解して最適な契約タイプを選びましょう

**新価で補償！自己負担なく再築または再取得することができます。**

建物全体、またはその一部を住宅として使用している専用住宅、併用住宅の方…**新総合火災共済** P7

**時価額の補償、特約により新価でのお引き受けも可能です。**

9種類の事故・災害に備える幅広い補償…**総合火災共済** P3

4種類の事故・災害に備えるスリムな補償…**普通火災共済** P3

一定規模\*以上の工場敷地内にある建物、屋外設備装置などの動産を補償…**普通火災共済(工場物件用)** P3

\*作業人員常時50人以上、動力50kW以上、電力100kW以上使用のいずれかに該当する場合

(注)お引き受けには一定の条件がある場合があります。

## STEP 3 ご契約金額(共済金額)は評価額に基づいて設定しましょう

損害を被ったときに受け取る共済金の上限額を設定します。ご契約金額の設定方法は「新価」と「時価」がありますがいずれの場合も評価額満額での加入をお勧めします。

### 共済の対象ごとにご契約金額設定の目安

対象	設定の目安	新価(再調達価額)	時価
建物	新価または時価の評価額を参考に決めます。(新価または時価の違いについては、右記をご確認ください。)	共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。	新価(再調達価額)から使用による消耗分を差し引いた額をいいます。
家財	家族構成と世帯主の方の年齢を参考に決めます。		
什器・備品	それぞれの再調達価額から、経年分の償却を行った金額を参考に決めます。		
機械・設備			
商品・製品	仕入値・製造原価等(利益を上乗せしない金額)を基準に決めます。		

## STEP 4 特約の付帯により補償の幅を広げましょう

新総合	設備・什器等損害特約  P9	併用住宅物件で設備・什器等を補償の対象にする特約
	商品・製品等損害特約  P9	併用住宅物件で商品・製品等を補償の対象にする特約
普通総合工場	新価共済特約  P2	時価でのお支払いを新価でのお支払いに変更する特約  STEP 3 参照
	価額協定共済特約  P2	
工場	風災等支払方法拡充特約  P3	風・雹・雪の自然災害の場合、損害の額が20万円未満の場合も補償
共通	水害共済金補償特約  P3  P6	工場物件の水災について補償する特約
	地震危険補償特約  P11	地震等による倒壊・火災・埋没・流出等に備える特約
	類焼見舞金補償特約  P12	近隣建物へ類焼した場合のお見舞金を補償
	借家人賠償責任補償特約  P12	賃貸物件の入居者が貸主への損害賠償に備える補償

## STEP 5 ご契約期間と共済掛金のお支払い方法を決めましょう

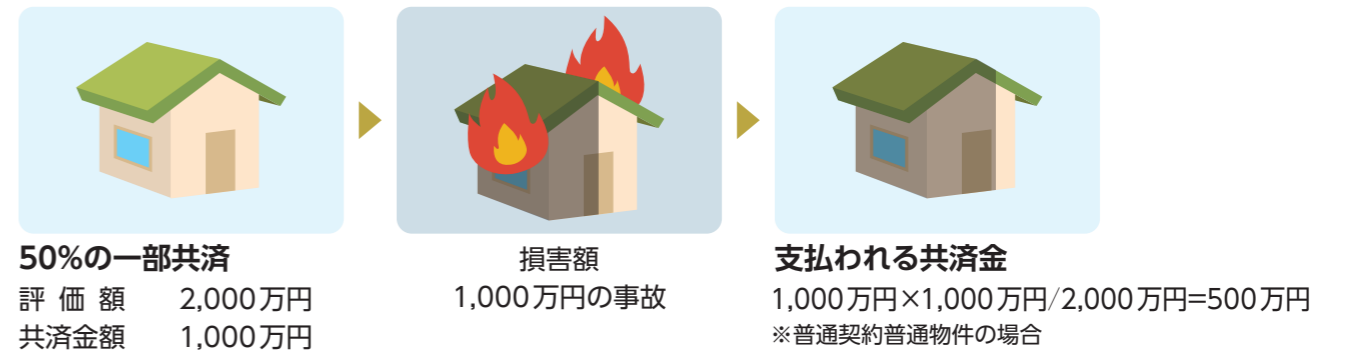
共済期間は原則として1年です。1年を超える長期契約(最長5年)や1年未満の短期契約も可能です。

### ポイント

- お支払いには安心で確実な口座振替をおすすめします。
- 長期契約には全契約を一括でお支払い頂く長期一括払契約と、1年ごとにお支払い頂く年払契約があります。1年ごとにご契約頂く場合より、少ない共済掛金でご加入いただけます。(年払契約の場合は口座振替をご利用頂いた場合、割引の適用があります。)

ご契約金額(共済金額)は評価額に基づいて設定しましょう

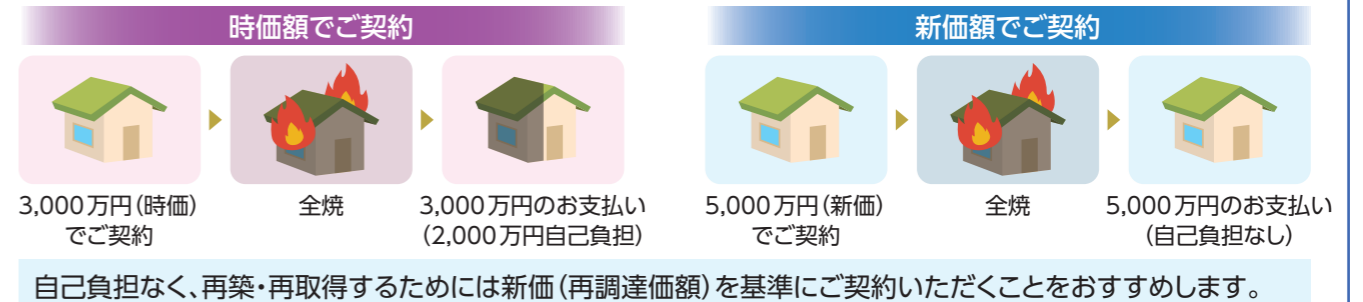
### 1. 時価額いっぱいのご契約をおすすめします。



この場合、1,000万円の共済金額をかけているにもかかわらず、共済金の支払額は500万円となり、実際の被害額の半分しか受け取れません。共済金額は事故が発生した場合、十分な補償となりますよう時価額いっぱいのご契約をおすすめします。また、時価額を超えてご契約された場合、時価額がお支払いする共済金の上限となりますのでご注意ください。

### 2. 新価契約をおすすめします。

例 新価(再調達価額)5,000万円、時価3,000万円の建物



## 新価共済特約

新価 建物の用途 **店舗** **工場** **事務所** **住宅** など  
比例払 共済の対象 **建物** **什器・備品** **機械・設備**

- 共済金額を新価の評価額いっぱいにお決めいただいた場合、共済金額を限度に再調達価額でお支払いします。(減価割合が50%以下である建物およびこれに収容される上記動産等が対象です。)
- 本特約を付帯した場合、お支払いする臨時費用共済金は損害共済金×10%(100万円限度)となります。

### ● 共済金をお支払いする主な場合

この特約がセットされた共済契約の「主な損害共済金を支払う場合」 P3と同様となります。

### ● 共済金をお支払いできない主な場合

この特約がセットされた共済契約の「主な損害共済金をお支払いできない場合」 P4 P15と同様となります。

## 価額協定共済特約

新価 建物の用途 **工場** 物件は取扱できません。  
実損払 共済の対象 **建物** **家財**

- 損害の額を再調達価額で補償します。(減価割合が50%以下である建物およびこれに収容される家財が対象です。)
- 共済の対象が全損となった場合には損害共済金の10%に相当する額を特別費用共済金としてお支払いします。(ただし、1事故につき1敷地内200万円が限度)
- 本特約を付帯した場合、お支払いする臨時費用共済金は損害共済金×10%(100万円限度)となります。

### ● 共済金をお支払いする主な場合

この特約がセットされた共済契約の「主な損害共済金を支払う場合」 P3と同様となります。

### ● 共済金をお支払いできない主な場合

この特約がセットされた共済契約の「主な損害共済金をお支払いできない場合」 P4 P15と同様となります。

# 総合火災共済・普通火災共済 工場物件

時価 比例払 建物の用途 住宅 事務所 店舗 工場 など

STEP 1 共済の対象を選びます。

建物 家財 什器・備品 機械・設備 商品・製品  
 ※屋外設備・装置および野積の動産は総合火災共済の対象となりません。

STEP 3 ご契約金額(共済金額)を設定します。

STEP 4 補償の幅を広げましょう。

1. 時価額でのお支払いから新価額でのお支払いへ P2
2. 補償する損害を幅広く P11 P12

STEP 2 共済の種類(プラン)を選択します。

補償内容	主な損害共済金を支払う場合	共済の種類(プラン)による支払い する損害共済金			自動セットされる費用共済金					主な損害共済金をお支払いできない場合
		住宅 <sup>注1</sup> ・普通物件 <sup>注2</sup>		工場物件 <sup>注3</sup>	A:臨時費用	B:残存物取片づけ費用	C:失火見舞費用	D:修理付帯費用	E:損害防止費用	
		総合火災共済	普通火災共済	普通火災共済						
<b>1 火災</b>	・失火やもらい火による火災、消火活動による水濡れ・破壊等	○	○	○	○	○	○	○ <sup>注4</sup>	○	・地震、噴火、津波を原因とする損害
<b>2 落雷</b>	・落雷による衝撃または異常電流による直接の損害	○	○	○	○	○	×	○ <sup>注4</sup>	○	・落雷により停電したために生じた溶融、腐食の損害
<b>3 破裂・爆発</b>	・ボイラの破裂やガスの爆発等による損害	○	○	○	○	○	○	○ <sup>注4</sup>	○	・水道管等の凍結による破裂損害
<b>4 物体の落下・飛来・衝突</b>	・建物の外部からの物体の落下や飛来・車両の飛び込みなどによる損害 ※工場物件の場合は航空機の墜落や付属品の落下、車両の衝突等で共済の対象の損害の額が1敷地内20万円以上の場合	○	×	○	○	○	×	×	×	・雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れによる損害 ・共済契約者・被共済者が所有または運転する車両との衝突または接触による損害
<b>5 水濡れ</b>	・給排水設備の事故による漏水、放水、溢水または他の戸室の事故による水濡れの損害 ※工場物件の場合は給排水設備の事故による漏水、放水、溢水による損害	○	×	○	○	○	×	×	×	・給排水設備自体に生じた損害の修理費用 ・自室の水道の蛇口の締め忘れによって生じた自室の共済の対象の水濡れによる損害
<b>6 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為、労働争議</b>	デモ、ストライキなどによる暴力行為や破壊行為による損害 ※工場物件の場合は共済の対象の損害の額が1敷地内で20万円以上の場合	○	×	○	○	○	×	×	×	・被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害
<b>7 盗難</b>	家財や設備・什器等の盗難、または盗難の際に建物、家財、設備・什器などが壊されたり、汚されたりした場合 ※預貯金証書はその口座から現金が引き出された場合	○	×	×	×	×	×	×	×	・共済の対象が商品である場合の盗難による損害 ・現金・預貯金証書の損害について家財・什器備品等のご契約がない場合
<b>8 風災・雹災・雪災</b>	台風、旋風、竜巻、暴風などの風災、雹災、または豪雪、雪崩による雪災によって共済の対象の損害が20万円以上となった場合 ※風災等支払方法拡充特約の付帯で20万円未満の損害の額を補償の対象とすることができます。	○	○	○	○	○	×	×	×	・損害の額が20万円未満の場合 ・窓や戸の締め忘れによる雨、風、雪等の吹込みによる損害 ・融雪水の漏入、凍結、融雪洪水、除雪作業による事故
<b>9 水災</b>	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害が生じた場合 ※工場物件の場合、水害共済金補償特約を付帯した場合補償されます。	○	×	△	×	×	×	×	×	・普通物件は地盤面より45cm以上の浸水がない場合 ・住宅物件は地盤面より45cm以上の浸水があった場合でも床上浸水とならない場合 ・地震を原因とする津波による損害

○…補償されます ×…補償されません △…特約の付帯により補償されます。

自動セットされる費用共済金	費用共済金等の種類		費用共済金のお支払いについて		
	A:臨時費用共済金 新価共済特約付帯、価額協定共済特約付帯の場合は  P2 参照	損害共済金×30%	1事故1敷地内につき住宅物件は100万円が限度です。 住宅物件以外は500万円が限度です。		
	B:残存物取片づけ費用共済金	実費	残存物取片づけに必要な費用を支出した場合 損害共済金の10%が限度です。		
C:失火見舞費用共済金	被災世帯数×20万円	共済の対象建物または動産から発生した事故により他人の所有物に損害を与えた場合 1事故につきご契約金額の20%が限度です。			

費用共済金等の種類	費用共済金のお支払いについて		
	D:修理付帯費用共済金	実費	復旧にあたり、組合の承認を得て支出した必要かつ有益な費用で、非住宅物件にかぎり、1事故1敷地内につきご契約金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。(住宅部分は対象外です。) ※普通火災共済(工場物件用)は5,000万円が限度です。
	E:損害防止費用	共済金の算出は  1~6 と同じ	損害の防止、軽減のために支出した費用をお支払いします。 例) 消火薬剤等の再取得費用
F:地震火災費用共済金	共済金額×5%	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とした火災で半焼以上の場合 1事故1敷地内ごとに300万円が限度です。 ※普通火災共済(工場物件)は2,000万円が限度です。	

注1 住宅物件…単に住居のみに使用される建物、屋外設備、装置及びこれらの収容家財をいいます。 注2 普通物件…普通火災共済で、住宅物件および工場物件に該当しないもの  
 注3 工場物件…作業人員常時50人以上、動力50kW以上、電力100kW以上使用のいずれかに該当する場合を工場物件とします。 注4 住宅物件および普通物件・工場物件で

をいい、総合火災共済でいう非住宅物件も同様です。  
 居住部分にかかわる費用はお支払いできません。
















補償内容	共済の種類によってお支払いする損害共済金			総合火災共済 普通火災共済	災害共済 (住宅物件)	普通火災共済 (普通物件・工場物件)
	住宅・普通物件		工場物件			
	総合火災共済	普通火災共済	普通火災共済			
1 火災 	○	○	○	(1) 共済金額が共済価額の80%以上のとき $\text{損害の額} = \text{損害共済金}$ (2) 共済金額が共済価額の80%より低いとき $\text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \times 80\% = \text{損害共済金}$ ※いずれの場合も共済金額を限度とします。	(1) 共済金額が共済価額の同額、またはこれを超えるとき $\text{損害の額} = \text{損害共済金}$ (2) 共済金額が共済価額より低いとき $\text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} = \text{損害共済金}$ ※いずれの場合も共済金額を限度とします。	
2 落雷 	○	○	○			
3 破裂・爆発 	○	○	○			
4 物体の落下・飛来・衝突 	○	×	○ <sup>注1</sup>			
5 水濡れ 	○	×	○			
6 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為、労働争議 	○	×	○ <sup>注1</sup>			
7 盗難 	○	×	×	お支払いする共済金の算出方法は1～6までと同じです。 (1) 貴金属、宝石、書画、骨董等の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの、稿本、設計書等を明記して共済の対象に含めた場合は、1回の事故につき1個または1組ごとに100万円を限度とします。 (2) 現金の盗難または預貯金証書の盗難 【生活用】現金20万円・預貯金証書200万円または、家財の共済金額のいずれか低い額 【業務用】現金30万円・預貯金証書300万円または、設備什器等の共済金額のいずれか低い額		
8 風災・雹災・雪災 	○	○	○	損害の額が20万円以上となったとき 風災等支払方法拡充特約を付帯することにより、20万円未満の損害の額も補償の対象とすることができます。 ※1回の積雪期において複数生じた場合であっても、おのおの別の事故によって生じたことが明らかでないときは、これらの損害は1回の事故により生じたものと推定します。 (1) 共済金額が共済価額と同額、またはこれを超えるとき $\text{損害の額} = \text{損害共済金}$ (2) 共済金額が共済価額より低いとき $\text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} = \text{損害共済金}$ ※いずれの場合も共済金額を限度とします。		
9 水災 	○	×	△	(1) 建物や家財にそれぞれの共済価額の30%以上の損害が生じたとき $\text{共済金額} \times \frac{\text{損害の額}}{\text{共済価額}} = \text{水害共済金}$ ※共済金額を限度とします。 (2) 建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、建物や家財にそれぞれの共済価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき $\text{共済金額} \times 20\% = \text{水害共済金}$ 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または「損害の額×共済金額/共済価額」のいずれか低い額を限度とします。 (3) 建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、建物や家財にそれぞれの共済価額の15%未満の損害が生じたとき $\text{共済金額} \times 10\% = \text{水害共済金}$ 1回の事故につき、1敷地内ごとに150万円または「損害の額×共済金額/共済価額」のいずれか低い額を限度とします。 (4) 建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたとき $\text{共済金額} \times 25\% = \text{水害共済金}$ 1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円(工場物件の場合1,000万円 <sup>注2</sup> )または「損害の額×共済金額/共済価額」のいずれか低い額を限度とします。 注2 工場物件で水害共済金補償特約を付帯した場合		

注1 工場物件の場合は共済の対象の損害の額が1敷地内で20万円以上となったとき

# 新総合火災共済

**新 価 実 損 払** 建物の用途 **専用住宅** **併用住宅** 併用住宅であれば、店舗・事務所等も引受対象とすることができます。

**STEP 1** 共済の対象をお選びください。 **建物** **家財**

補償内容	お支払いする主な場合			選べる契約プラン			
	建 物	家 財	以下の損害を補償します	A型	B型	C型	D型
火災リスク ☎ P9 1~3	家が燃えてしまった 	家財が燃えてしまった 	失火やもらい火による火災 消火活動による水濡れ・破壊等 	○	○	○	○
			落雷による衝撃または 異常電流による直接の損害 	○	○	○	○
			ボイラの破裂や ガスの爆発による損害 	○	○	○	○
盗難 水濡れ等 リスク ☎ P9 4~7	水濡れが起きた 	泥棒に入られた 	建物の外部からの物体の落下や 飛来、車両の飛び込みなどの損害 	×	×	○	○
			給排水設備の事故による漏水、放水、 溢水、他の戸室の事故による水濡れ 	×	×	○	○
			騒擾・集団行動等に伴う暴力行為、 労働争議 	×	×	○	○
風災リスク ☎ P9 8	台風で 屋根が 壊れた 	台風で窓ガラスが割れて 建物内の家財が壊れた	台風、旋風、竜巻、暴風などの風災・ 雹災、または豪雪、雪崩による雪災 	×	○	○	○
			水災リスク ☎ P9 9	床上浸水で 家が 水浸しに 	床上浸水で 家財が 水浸しに 	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災 	×

## STEP 2

4つの契約プランから  
お選びください。

## STEP 3

1. 風災・雹災・雪災お支払いの場合の  
自己負担額を選択します。
2. 臨時費用の有無を選択します。

## STEP 4

特約により補償の幅を  
広げましょう


**1. 風災・雹災・雪災の自己負担額**

なし 0円    5万円  
10万円    20万円

損害額 - 自己負担額 = 損害共済金

風災・雹災・雪災に対する損害は上記の算出によって損害共済金をお支払いします。ただし、共済金額が限度となります。

※風災等支払方法変更特約(フランチャイズ型)の付帯により「損害の額が20万円以上の場合にお支払い」とすることも可能です。




**2. 臨時費用共済金**

損害共済金にプラスしてお支払いします。

損害共済金×10% 限度額 100万円    OR    臨時費用共済金なし

**1. 建物・家財以外に共済の対象を幅広く**  
(併用住宅にお住まいの方へ) ☎ P9  
設備・什器等損害特約  
商品・製品等損害特約

**2. 補償する損害を幅広く**  
地震危険補償特約 ☎ P11  
地震による倒壊・火災・津波、噴火が生じた場合の建物を補償  
類焼見舞金補償特約 ☎ P12  
お隣やご近所に類焼してしまった場合の類焼先へ見舞金をお支払い  
借家人賠償責任補償特約 ☎ P12  
建物を借用している方が、火災や破裂・爆発の事故により借用戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を補償



### 自動的にセットされる費用共済金

費用共済金等の種類	費用共済金のお支払いについて	
地震火災費用共済金 (B型・C型・D型を選択した場合)	共済金額 ×5%	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とした火災で半焼以上の場合 1事故1敷地内ごとに300万円が限度です。
残存物取片づけ費用共済金	実費	残存物取片づけに必要な費用を支出した場合 損害共済金の10%が限度です。
凍結水道管修理費用共済金 (共済の対象が建物の場合)	実費	専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合 1事故1敷地内 10万円が限度です。
損害防止費用	実費	P9の1~3の事故による損害の発生および拡大の防止のために必要 または有益な費用を支出した場合

### 共済の対象の範囲

#### 【建 物】

- 共済契約証書記載の建物をいい、「1つの建物」を全体の共済の対象とします。
- 以下のものは「建物」と所有者が同じ場合は、建物に含まれます。
  - ア. 畳、建具、その他これらに類するもの
  - イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
  - ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
  - エ. 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

#### 【家 財】

- 共済契約証書記載の建物に収容されている被共済者が所有する家財をいいます。
- 稿本・設計書等、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石等の明記物件は共済契約証書に明記して家財に含まれます。
  - ※「建物」と「家財」の所有者が異なる場合において「建物」のアからウまでのもので、被共済者の所有する生活用のものは、特別の約定がない限り、家財に含まれます。
  - ※家財一式には、自動車、船舶、航空機、通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、電子マネー、乗車券等は含まれません。ただし、通貨、印紙、切手、小切手、乗車券等、預貯金証書は盗難の場合のみ補償の対象とします。
  - ※物置・車庫その他の付属建物に収容される家財ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車を含みます。

補償内容	選べる契約プラン				お支払いする共済金	共済金をお支払いしない主な場合										
	A型	B型	C型	D型												
1 火災	○	○	○	○	<p><b>【建物】</b> ご契約時に新価(再調達価額)での評価額を算出し、協定再調達価額を定めます。その範囲内で協定再調達価額えご契約いただくことによる損害の額全額を損害共済金としてお支払いいたします。</p> <p><b>【建物以外】</b> 新価(再調達価額)基準の評価額を算出します。事故時に再評価を行ったうえでお支払いする損害共済金の額を算出します。</p> <p>損害の額 = 損害共済金 ※共済金額を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者、被共済者(補償を受けられる方)、または法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といえます。)によって生じた損害</li> <li>地震等によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼または拡大した損害(地震火災費用共済金をお支払いする場合があります。)</li> <li>雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入により生じた損害</li> <li>損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害</li> <li>給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害</li> <li>共済の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害</li> <li>自然の消耗または劣化によって生じた損害</li> <li>すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損</li> <li>共済の対象である家財の置き忘れまたは紛失</li> </ul>										
2 落雷	○	○	○	○												
3 破裂・爆発	○	○	○	○												
4 物体の落下・飛来・衝突	×	×	○	○												
5 水濡れ	×	×	○	○												
6 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為、労働争議	×	×	○	○												
7 盗難	×	×	○	○	<p>お支払いする共済金の算出方法は上記1～6までと同じです。</p> <p><b>商品・製品等損害特約</b>付帯の場合(1)貴金属、宝石、書画、骨董等の対象に含めた場合は、1回の(2)家財および「設備・什器等損害特約」にご加入の場合、通貨、印紙、切手、小切手、乗車券等、預貯金証書の盗難の場合は、1回の事故につき1敷地内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事故の種類</th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>家財</th> <th>什器・備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨、印紙、切手、小切手、乗車券等の盗難</td> <td>20万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書の盗難</td> <td>200万円</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>	事故の種類	限度額		家財	什器・備品	通貨、印紙、切手、小切手、乗車券等の盗難	20万円	20万円	預貯金証書の盗難	200万円	20万円
事故の種類	限度額															
	家財	什器・備品														
通貨、印紙、切手、小切手、乗車券等の盗難	20万円	20万円														
預貯金証書の盗難	200万円	20万円														
8 風災・雹災・雪災	×	○	○	○	<p>損害の額 - 自己負担額 = 損害共済金</p> <p>(1)自己負担額は引受時設定の右の4段階となります。 0円 5万円 10万円 20万円</p> <p>(2)「風災等支払方法変更特約(フランチタイプ型)」を選択された場合は、損害の額が20万円以上の場合にお支払いとなります。</p>											
9 水災	×	×	×	○	<p>(ア) 共済の対象が建物である達価額の30%以上の損害 (イ) 共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水注1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水害による損害の程度注2</th> <th rowspan="2">(ア) 共済30%以上の損害が生じた場合</th> <th colspan="2">(イ) 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水注1</th> </tr> <tr> <th>共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じた場合</th> <th>共済の対象に15%未満の損害が生じた場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済金支払方法</td> <td>損害額(修理費)金として支払う額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに共済金額を限度とします。</td> <td>支払限度額(共済金額)×20%損害共済金として支払う額は、1回の事故につき1敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。</td> <td>支払限度額(共済金額)×10%損害共済金として支払う額は、1回の事故につき1敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 「設備・什器等損害特約」商品・製品等損害特約付帯の場合、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水の場合の支払方法(共済金額)×25%の事故につき1敷地内ごとに500万円または損害の額のいずれか低い額を限度 注2 建物については協定再調達価額に対する損害の程度、家財については再調達価額に対する損害の程度となります。</p>	水害による損害の程度注2	(ア) 共済30%以上の損害が生じた場合	(イ) 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水注1		共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じた場合	共済の対象に15%未満の損害が生じた場合	共済金支払方法	損害額(修理費)金として支払う額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに共済金額を限度とします。	支払限度額(共済金額)×20%損害共済金として支払う額は、1回の事故につき1敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	支払限度額(共済金額)×10%損害共済金として支払う額は、1回の事故につき1敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	
水害による損害の程度注2	(ア) 共済30%以上の損害が生じた場合	(イ) 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水注1														
		共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じた場合	共済の対象に15%未満の損害が生じた場合													
共済金支払方法	損害額(修理費)金として支払う額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに共済金額を限度とします。	支払限度額(共済金額)×20%損害共済金として支払う額は、1回の事故につき1敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	支払限度額(共済金額)×10%損害共済金として支払う額は、1回の事故につき1敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。													

**新総合に付帯される特約**

被共済者が所有する設備・什器、機械等 → **設備・什器等損害特約**  
 被共済者が所有する商品・製品等 → **商品・製品等損害特約**

▶ 特約共済金額の設定について  
 ▶ お支払いする共済金について  
 ▶ 共済金をお支払いできない主な場合  
 ▶ 特約付帯の条件

新価(再調達価額)基準の評価額の範囲内で設定できます。(罹災時再評価)「明記物件」を共済の対象に含める場合は、その時価額基準の評価額となります。損害額をお支払いします。ただし、盗難、風・雹・雪、水災につきましては、上記7～9をご確認ください。P15をご参照下さい。「建物」または「家財」のご契約があり、併用住宅の方が対象となります。

共済の対象から除外される主なもの	
①設備・什器等損害特約	②商品・製品等損害特約
(1)自動車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型その他これらに類する物およびこれらの付属品 (2)商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。) (3)義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、サングラスその他これらに類する物 (4)スマートフォン、携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品	(1)業務用の設備・什器等 (2)家財
① (1)船舶、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品 (2)通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等その他これらに類する物 (3)テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 (4)動物および植物	

# 地震危険補償特約

建物の用途 **店舗** **工場** **事務所** **住宅** など  
 共済の対象 **建物**

## ●補償内容

地震・噴火またはこれらにより発生した津波を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)、損壊・埋没・流失によって損害を受けた場合に地震共済金を支払います。

## ●共済の対象

昭和56年6月以降に新築された「建物」\* (住宅に限らず、店舗・事務所・工場などの建物が対象です。)  
**動産(家財、什器備品・商品・機械設備等)は対象になりません。**  
 ※昭和56年5月以前に建築された建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能があると確認できる場合はお引き受けすることができます。

## ●お支払いする地震共済金

この特約は実際の修理費ではなく、損害の程度(「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」)に応じて地震共済金の一定割合(100%、60%、30%)をお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合	消失または流失した床面積	
全壊	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額×100%(時価が限度)
大規模半壊	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額×60%(時価の60%が限度)
中規模半壊	建物の時価の30%以上40%未満	建物の延床面積の30%以上50%未満	地震共済金額×30%(時価の30%が限度)
半壊	建物の時価の20%以上30%未満	建物の延床面積の20%以上30%未満	

半壊に至らない損害(準半壊・一部損壊)は地震共済金をお支払いできません。

損害の程度の認定は地方自治体が交付する「災証明書の被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。  
 「災証明書が発行されない場合は組合が上記の認定の基準に従って被害認定を行い地震共済金をお支払いします。

## ●共済金額の設定方法

主契約の共済金額の30%から50%の範囲内で設定します。ただし、1建物当たりの加入の上限額は1,000万円です。



## ●地震共済金をお支払いできない主な場合

- 損害の程度が半壊に至らない損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 地震に関する特約の共済掛金との合計額を領収前に生じた事故
- 損害の程度が全壊または全損と認定された場合は、その損害が生じたときに遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

## ●その他

- お支払いする地震危険補償特約の地震共済金総額(1回の地震等につき会員組合全体で80億円以内)を超える場合は、支払うべき地震共済金を削減してお支払いします。
- 地震危険補償特約は他の保険や共済からのお支払いの有無にかかわらず地震共済金をお支払いします。
- 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれを一括して1回の地震とみなします。

## ●地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年のご契約者(共済掛金負担者)の課税所得から控除されます。  
 ※主契約の共済金額が5,000万円を超える場合は控除対象外です。

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震危険補償特約の共済掛金全額(最高50,000円)	地震危険補償特約の共済掛金の1/2(最高25,000円)

# 類焼見舞金補償特約

ご自分の家やお店が火事になってお隣やご近所に類焼してしまった場合、類焼先に見舞金をお支払いします。

## ●補償内容

ご契約建物またはご契約動産、ご契約動産を収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破裂または爆発による事故(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)により、類焼補償対象物(近隣の建物またはその収容動産)に損害を与えた場合、類焼補償対象物の所有者に対し、直接、類焼見舞金をお支払いします。

## ●お支払いする見舞金

損害の程度	お支払額
類焼先が <b>全損</b> の場合 (時価の80%以上の損害)	<b>300万円</b> または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が <b>半損</b> の場合 (時価の20%以上80%未満の損害)	<b>150万円</b> または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が <b>一部損</b> の場合 (時価の20%未満の損害)	<b>50万円</b> または時価損害額のいずれか低い額

- 見舞金の額は一つの建物(建物内収容動産を含みます)ごとに300万円を限度にお支払いします。

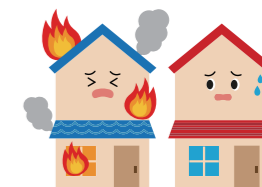
## ●類焼補償対象物に含まれない主なもの

1. ご契約された建物・動産またはご契約された動産を収容する共済契約証書記載の建物
2. ご契約された建物・動産の所有者およびその所有者と生計を共にする同居の親族の所有する建物・動産
3. 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を除きます。)
4. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
5. 貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
6. 建築中または取壊し中の建物
7. 建売業者等が所有する売却用の建物

## ●総支払限度額

**1事故につき3,000万円**

- 共済期間内に類焼見舞金を支払った場合は、類焼見舞金の額を控除した残額を以後の共済期間に対する総支払限度額とします。
- 共済期間が1年を超える契約は契約年度ごとに上記の規定を適用します。



## ●見舞金をお支払いできない主な場合

1. 共済契約者、主契約被共済者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族または、これらの者の法定代理人の故意による損害
2. 類焼補償被共済者(損害を受けた方)または、その法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、共済金を支払わないのは、その類焼補償被共済者が被った損害にかぎります。
3. 類焼補償被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
4. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

# 借家人賠償責任補償特約

建物の用途 **店舗** **事務所** **住宅** など 工場物件を除く  
 共済の対象 **家財** **什器・備品** **機械・設備** **商品・製品** などの動産

## ●補償内容

建物を借用している方が、火災や破裂・爆発の事故により借戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を補償する特約です。

## ●共済金をお支払いできない主な場合

1. 被共済者の心神喪失または指図
2. 借戸室の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、被共済者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
3. 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷等、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
4. 被共済者が次の①または②のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被共済者が被る損害
  - ①被共済者が損害賠償に関し貸主との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任
  - ②被共済者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任

## ●その他

他の火災保険など複数のご契約がある場合で借家人賠償責任補償特約をそれぞれにセットすると、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください。

## 明記しなければ共済の対象に含まれないもの(明記物件)について

下記のものはお申し込み時にご申告のうえ、共済契約証書に明記しなければ共済の対象に含まれず、損害共済金をお支払いする事故が生じた場合も補償の対象となりませんのでご注意ください。なお、明記物件については、評価基準を「新価基準」でご契約いただく場合でも、下記③、④については「時価額」による評価に基づきご契約いただき、損害共済金をお支払いする場合も「時価額」となります。

- ①通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- ②自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を除きます。)
- ③貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④稿本、設計書、図案、鋳型、鑄型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

- ※1【総合火災共済】【新総合火災共済】については①・②は共済の対象に含まれません。  
 ※2【新総合火災共済】の【設備・什器等損害特約】【商品・製品等損害特約】については①・②・⑤は共済の対象となりません。  
 ※3 共済の対象が建物の場合は、⑤については特別の約定がない限り、明記しなくても共済の対象に含まれます。  
 ※4【新総合火災共済】の場合、③については明記されていないときであっても、共済の対象として取り扱います。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなし、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、300万円または共済の対象である家財の共済金額のいずれか低い額を限度とします。

## 参考 標準的な家財評価額表(再調達価額基準)

(2024年10月現在)

世帯主 年齢区分	1名		2名		3名		4名		5名	
	大人	大人	大人	子供1名	大人	子供2名	大人	子供3名	大人	子供3名
28歳未満	330万円		580万円	670万円	750万円	860万円				
28歳以上33歳未満	330万円		790万円	890万円	960万円	1,070万円				
33歳以上38歳未満	330万円		1,120万円	1,220万円	1,280万円	1,410万円				
38歳以上43歳未満	330万円		1,360万円	1,460万円	1,550万円	1,660万円				
43歳以上48歳未満	330万円		1,550万円	1,660万円	1,720万円	1,840万円				
48歳以上	330万円		1,650万円	1,740万円	1,810万円	1,930万円				

## 共済用語のご説明

共済価額	損害が生じた地および時における共済の対象の価額をいいます。
共済金	損害共済金と費用共済金からなり損害共済金とは、共済の対象である建物または家財などが損害を受けた場合にその損害に対して支払われる共済金です。 費用共済金とは、建物や家財の損害のほかに、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポートするために支払われる共済金です。
共済金額	万一の事故の際にお支払いする共済金の限度額をいいます。
協定再調達価額	建物について共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力、ものを再築または再取得するのに要する額を基準として、組合と共済契約者または被共済者との間で評価し、協定した額で、共済契約証書に記載した額をいいます。
再調達価額(新価)	対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	共済の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。
敷地内	特別な約定がない限り、囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

## ◆構造級別の判定について

### 建物(動産を収容する建物を含む)の構造級別の判定について

【柱】の種類、または【耐火性能】に応じて構造級別を決定します。共済掛金は構造級別によって異なるため、共済掛金の計算をする前に構造級別の判定が必要です。

**住宅物件の場合** 新総合火災共済の専用住宅物件、普通火災共済・総合火災共済の住宅物件

#### 【構造級別表】

構造級別	建物の構造・種類
M構造	【柱】の種類 ・コンクリート造建物の共同住宅 ・石造建物の共同住宅 【耐火性能を有する建物】※1 ・耐火建築物の共同住宅 主要構造部※2が耐火構造の建物の共同住宅 主要構造部※2が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物の共同住宅 ・コンクリートブロック造の共同住宅 ・れんが造建物の共同住宅 ・耐火構造建築物の共同住宅
T構造	【柱】の種類 ・コンクリート造建物 ・石造建物 【準耐火性能を有する建物】※1 ・耐火建築物 ・特定避難時間等倒壊等防止建築物 主要構造部※2が耐火構造の建物 主要構造部※2が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物 主要構造部※2が準耐火構造の建物 主要構造部※2が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物 ・コンクリートブロック造建物 ・れんが造建物 ・鉄骨造建物 ・耐火構造建築物 ・省令準耐火建物 ・準耐火建築物等
H構造	「M構造」および「T構造」に該当しない建物

#### 上記以外の場合

#### 【構造級別表】

構造級別	建物の構造・種類
1級	【柱】の種類 ・コンクリート造建物 ・石造建物 【耐火性能を有する建物】※1 ・耐火建築物 主要構造部※2が耐火構造の建物 主要構造部※2が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物 ・コンクリートブロック造建物 ・耐火被覆鉄骨造建物 ・れんが造建物 ・耐火構造建築物
2級	【柱】の種類 ・鉄骨造建物 【準耐火性能を有する建物】※1 ・準耐火建築物 主要構造部※2が準耐火構造の建物 主要構造部※2が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物 ・特定避難時間等倒壊等防止建築物 ・省令準耐火建物
3級	「1級」および「2級」に該当しない建物

- ※1「耐火性能を有する建物」「準耐火性能を有する建物」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて共済掛金が大幅に安くなる可能性があります。特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。  
 ※2 主要構造部とは建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に定める部分で、壁、柱、梁、屋根または階段です。

## ◆事故が発生した場合は…

### 事故が発生した場合は

事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理所または当組合にご連絡ください。ご連絡が遅れますと、共済金のお支払いが遅れたり、お支払いできないことがあります。

共済金の請求はご自身で行うことができます。詳細は組合、または代理所へお問い合わせください。

- 「共済(保険)が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています!  
 このような業者の多くは、「共済金(保険金)の使い道は自由だから実際に修理をしなくても良い」「古くなったところも台風のせいにしてしまおう」と勧誘し、共済金請求手続きを代行して高額な手数料を受け取り、共済金請求代行コンサルタント料(報奨金)は支払われた共済金で対応できるという勧誘を行います。

**ワソの理由で共済金を請求すると詐欺に該当するおそれがあります!**